

広島県告示第二百六十五号

広島県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県測量業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

広島県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年広島県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第九条第二項の規定に基づき、広島県測量業者登録簿閲覧規程を次のように定める。	測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二十八条第二項の規定に基づき、広島県測量業者登録簿閲覧規程を次のように定める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。